

新旧対照表

改 正 後

1 照準対象は次に掲げる植物とする。

1～3 略

4 次の属(種)植物の球根類

ユリ属植物 (Lilium L.) : ウバユリ, スカシユリ, カノコユリ, ヤマユリ等

チューリップ (Tulipa spp.)

ヒヤシンス (Hyacinthus orientalis L.)

スイセン属植物 (Narcissus L.)

グラジオラス属植物 (Gladiolus L.)

クロッカス属植物 (Crocus. L.)

アイリス属植物 (Iris L.)

フリースヤ属植物 (Freesia Klatt.)

Hippeastrum 属植物 (Hippeastrum Herb.)

アマリリス属植物 (Amaryllis L.) : Belladonna lily, Hybrid Amaryllis

ダリーヤ属植物 (Dahlia Cav.)

アネモネ属植物 (Anemone L.) : イチリンソウ, ニリンソウ, ハクサンイチゲ等

ランタナ属植物 (Ranunculus L.) : ヤブネノボタン, ウマノアジガタ, タガラン等

ベゴニア属植物 (Begonia L.)

アリウム (Allium afflatunense, A. albopilosum, A. cowanii,

A. flavum, A. giganteum, A. Heldreichii, A. Karstaviense,

A. Moly, A. Ostrowskianum, A. keppium, A. Rosenbachianum,

A. Schoenopras um, A. Schubertii, A. Serratum,

A. Victorialis, A. Cyaneum, A. Narcissiflorum,

A. ursium) A. unifolium

グロキシヤ属植物 (Gloxinia L. Her.)

シンニギア属植物 (Sinnigia Nees)

ガランサス属植物 (Galanthus L.)

ただし、ヒヤシンス及びアマリリスの球根であって「特殊容器に封入されたオランダ王国産のヒヤシンス及びアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」(昭和62年9月8日付け62農蚕第5154号農蚕園芸局長通達)に定める基準に適合しているもの、チューリップの球根であって「オランダ王国産チューリップ球根の

現 行

1 照準対象は次に掲げる植物とする。

1～3 略

4 次の属(種)植物の球根類

ユリ属植物 (Lilium L.) : ウバユリ, スカシユリ, カノコユリ, ヤマユリ等

チューリップ (Tulipa spp.)

ヒヤシンス (Hyacinthus orientalis L.)

スイセン属植物 (Narcissus L.)

グラジオラス属植物 (Gladiolus L.)

クロッカス属植物 (Crocus. L.)

アイリス属植物 (Iris L.)

フリースヤ属植物 (Freesia Klatt.)

Hippeastrum 属植物 (Hippeastrum Herb.)

アマリリス属植物 (Amaryllis L.) : Belladonna lily, Hybrid Amaryllis

ダリーヤ属植物 (Dahlia Cav.)

アネモネ属植物 (Anemone L.) : イチリンソウ, ニリンソウ, ハクサンイチゲ等

ランタナ属植物 (Ranunculus L.) : ヤブネノボタン, ウマノアジガタ, タガラン等

ベゴニア属植物 (Begonia L.)

アリウム (Allium afflatunense, A. albopilosum, A. cowanii,

A. flavum, A. giganteum, A. Heldreichii, A. Karstaviense,

A. Moly, A. Ostrowskianum, A. keppium, A. Rosenbachianum,

A. Schoenopras um, A. Schubertii, A. Serratum,

A. Victorialis, A. Cyaneum, A. Narcissiflorum,

A. ursium) A. unifolium

グロキシヤ属植物 (Gloxinia L. Her.)

シンニギア属植物 (Sinnigia Nees)

ガランサス属植物 (Galanthus L.)

ただし、ヒヤシンス及びアマリリスの球根であって「特殊容器に封入されたオランダ王国産のヒヤシンス及びアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」(昭和62年9月8日付け62農蚕第5154号農蚕園芸局長通達)に定める基準に適合しているもの並びにチューリップの球根であって「オランダ王国産チューリップ球根の

改 正 後

隔離検疫の取扱いについて」（昭和63年4月18日付け63農畜第2604号農畜園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ユリの球根であって「オランダ王国産ユリ球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成元年12月15日付け元農畜第7709号農畜園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの 並びに セヤシンス及びアイリスの球根であって「オランダ王国産セヤシンス及びアイリス球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成2年4月8日付け3農畜第1992号農畜園芸局長通達）に定める基準に適合しているものを除く。

現 行

隔離検疫の取扱いについて」（昭和63年4月18日付け63農畜第2604号農畜園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの及びユリの球根であって「オランダ王国産ユリ球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成元年12月15日付け元農畜第7709号農畜園芸局長通達）に定める基準に適合しているものを除く。